

令和元年度第 16 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和元年 11 月 26 日
 担当部・課：総務部人事課〔内線 4063〕

① 件名	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）に基づく、成年被後見人等（※）の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年 6 月 7 日に成立し、同月 14 日に公布された。これにより地方公務員法の一部が改正されることから、石巻市職員の給与に関する条例等の関係条例についても同様に改正が必要となった。</p> <p>※ 成年被後見人等：成年被後見人及び被保佐人</p> <p>【目的】 地方公務員法の一部が改正されることに伴い、関係条例の文言の整理等を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号） 成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定） 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年 6 月 7 日成立、同月 14 日公布） 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	令和元年 6 月 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の公布
⑤ 主な内容	<p>公務員の欠格条項から成年被後見人等が削除されることに伴う整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 石巻市職員の期末手当及び勤勉手当の支給対象者のうち、「基準日（6 月 1 日・12 月 1 日）前 1 箇月以内に、成年被後見人等に該当して失職した者」を削除する。 2 石巻市職員等の旅費に関する条例について、関係する文言の整理を行う。 <p>※ その他の整備 上記整備に合わせて、石巻市消防団条例、石巻市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び石巻市表彰に関する条例について、「禁錮」が常用漢字であるため、振り仮名を削除する。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 関係条例を整備することにより、適正な運用が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 無し</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	他市町村においても同様の改正を行う。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	令和元年 12 月 市議会第 4 回定例会に石巻市職員の給与に関する条例等の一部改正について提案
⑨ その他	